

2 風致景観への影響に関する審査

2-1 主要な展望地からの展望の著しい妨げ又は眺望対象への著しい支障はないか

規則第11条	細部解釈及び運用方法
<p>第1項第3号 当該太陽光発電施設が<u>主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならない</u>ものであること。</p> <p>第1項第4号 当該太陽光発電施設が<u>山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでない</u>こと。</p>	<p>7 「<u>主要な展望地</u>」</p> <p>利用者の展望の用に供するための園地、広場、休憩所、展望施設、駐車場（他の事業の付帯施設として設けられたものを含む。）などのほか、公園事業道路等（自転車道、歩道を含む。）のうち利用者の展望の用にも供せられている区間も含まれる。</p> <p>8 「<u>主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならない</u>」及び「<u>山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでない</u>」</p> <p>展望及び眺望に係る支障の程度については、検討の対象地及びその周辺における保全の対象、眺望の対象並びに利用の状況を踏まえるとともに、視点場と視対象との関係を十分に把握した上で判断する必要がある。その際には、景観の視覚特性に関する代表的指標として一般的に景観アセスメントに用いられている垂直視角等に関する既存の知見を、展望や眺望に係る支障を回避するための指針及び支障の程度を評価するための目安として採用することが望ましい。</p> <p>また、第1項第4号においては視点場は明示されていないが、この場合「眺望の対象を眺望する際に利用される主要な展望地（ただし、国立公園又は国定公園の区域の内外を問わない。）」が視点場に該当すると解すべきである。</p> <p>「山稜線を分断する」とは、山稜が空を背景として描く輪郭線（スカイライン）の連続性が工作物の出現により切断されることを意味しており、一般的にこのような場合には特に風致景観上の支障が大きくなるとされていることから、本号における代表的な事例として掲げているものである。なお、山稜線を分断する場合であっても、山稜が眺望の方向に位置しない、又は工作物が十分遠方に位置し目立たないときについては、必ずしも眺望の対象に著しい支障を及ぼすものとはならない。</p>

主要な展望地から太陽光発電施設が視認される場合において、太陽光発電施設が大きく望見される場合や、山稜線等の眺望構成要素に介在する場合に、展望への妨げや眺望への支障が生じる可能性がある。以下、本項については「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関するガイドライン（平成25年3月環境省）」に準じて記載したものであるが、太陽光発電施設については、設置面積が大規模であることから、俯瞰（見下ろす景観）される場所や斜面に設置する場合に景観への影響がより大きくなるという特性に配慮し、主要な展望地等からの展望への影響および眺望対象への支障を評価する必要がある。

2-1-1 主要な展望地の抽出

主要な展望地として、利用者の展望の用に供するための園地、広場、休憩所、展望施設、駐車場（他の事業の付帯施設として設けられたものを含む。）などのほか、公園事業道路等（自転車道、歩道を含む。）のうち利用者の展望の用にも供せられている区間が挙げられる。なお、これらが複合した「集団施設地区」はもちろん、他の事業でも付帯施設として園地等を執行する場合があるので、これらの事業も抽出対象に含めることが必要である。また、現状で利用施設が整備されていない利用施設計画についても、将来的に整備される可能性はあるため、主要な展望地として抽出することが望ましい。

<主要な展望地」となり得る公園事業の種類>

○広場○園地○休憩所○展望施設○道路(車道)○道路(歩道)○道路(自転車道)○宿舎○避難小屋
○案内所○野営場○運動場○水泳場○舟遊場○スキー場○スケート場○乗馬施設○駐車場
○運輸施設○博物館○植物園○動物園○水族館○博物展示施設○野外劇場

当該公園の公園計画書（基本方針、利用施設計画の「整備方針」）や管理運営計画書（許認可等取扱方針等）の記載内容、その他関連する情報から判断し、次のような観点から眺望利用が生じている、あるいは生じる可能性がある地点を抽出する。

<「主要な展望地」抽出の観点>

・公園計画書の利用施設計画の「整備方針」で「眺望」「展望」「風景探勝」などの利用形態が示されている

例) ○○への展望園地として整備… ××への眺望を活かした広場として…
△△への眺望が優れた位置にあり… □□の風景探勝路として…

・管理計画書において展望地、眺望地点としての利用が位置づけられた、または景観資源等として挙げられた地点に位置する

例) ○○山は本地域のランドマークであり、○○展望台、△△展望台等からの眺望は…
××湖畔一帯は、休憩や風景探勝の場として多くの利用がある…
本公園の到達経路となる国道○○線は、○○湾への雄大な眺めが得られ…

・その他関係する情報から、利用客による眺望利用が生じている地点、施設

例) 観光パンフレット等で展望地等として紹介されている地点

「○○百選」、「○○八景」等、眺望が評価されている地点

その他地域関係者、有識者等によって眺望利用の重要性が指摘される地点

上記観点から抽出されなかった公園事業施設であっても、実態として眺望利用が生じているケースも考えられるため、現地調査により全ての利用計画地点の事業施設やその付帯施設の状況、さらにはその展望利用の有無を確認し、現に展望利用が行われている、あるいは展望利用に値する良好な眺望が得られる地点も「主要な展望地」として抽出する。

なお、この段階では、太陽光発電施設が展望地から視認されるか否かを問わず、できる限り網羅的に抽出することが望ましい。

<補足事項>

①道路等の線的な動きのある展望地の捉え方

車道、歩道、運輸施設等の線的な事業については、路線沿いに無数の視点が分布すると考えることが必要である。このため、次の考え方で眺望利用が生じる、あるいは生じやすい地点・区間を抽出する。

- 付帯施設として展望利用のための施設が現存する（執行されている）地点
- 停止しての眺望利用が生じる可能性のある地点（駐車帯、休憩施設等）
- その他眺望良好区間（特に公園の境界部、峠・岬等の眺めの変換点等）

②「副次的に展望利用が生じる可能性がある地点」の抽出に際しての留意点

許可基準や許可基準細部解釈で定義づけられる主要な展望地は、基本的に利用施設計画の位置づけがある施設や地点が対象となる。例えば、集落内等のもっぱら地域住民等の日常生活において利用される展望地は対象としない。なお、利用施設計画の位置づけはないが、実際に公園利用客によって展望地として利用されている施設・箇所があれば、主要な展望地として取り扱うべきである。

2-1-2 展望の著しい妨げ又は眺望対象への著しい支障の確認

主要な展望地から、太陽光発電施設が視認される可能性があるか確認する。

基本的には、主要な展望地から展望される可能性のない場所に設置されることが望ましいが、太陽光発電施設が望見される可能性のある場合は、施設の見える「方向」、施設までの「距離」、施設の「見えの大きさ」によって、眺望の対象への著しい支障となるかを判断することとなる。特に、俯瞰景の際に近景、中景の山腹、山裾に視認できる場合、支障が著しくなることに留意する。

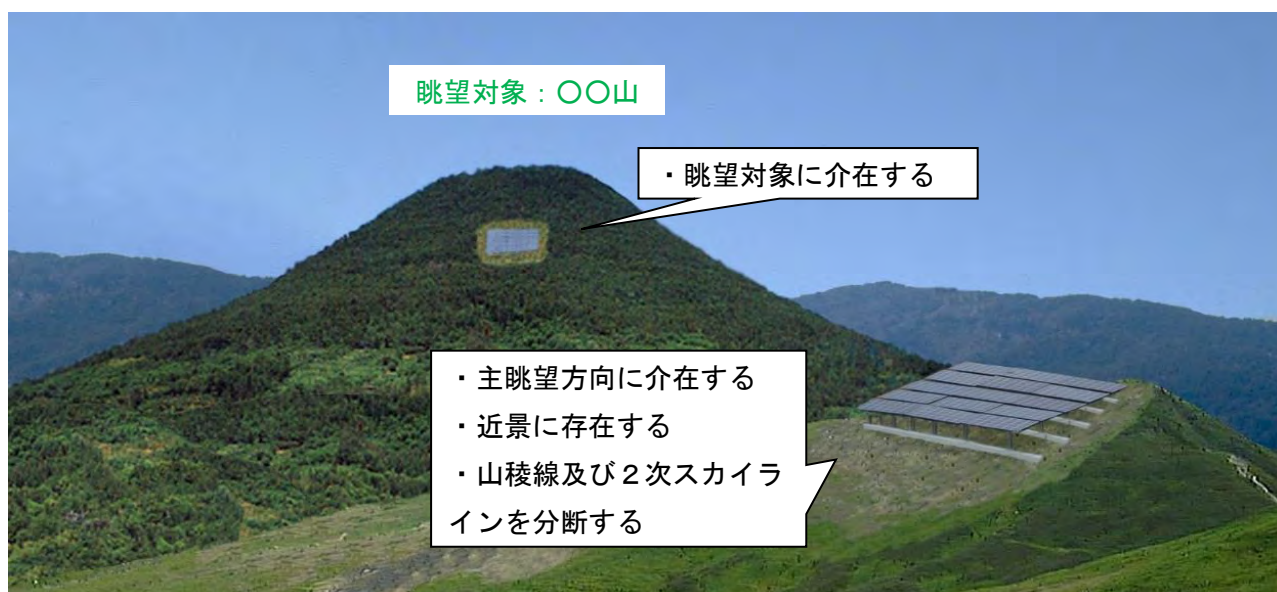
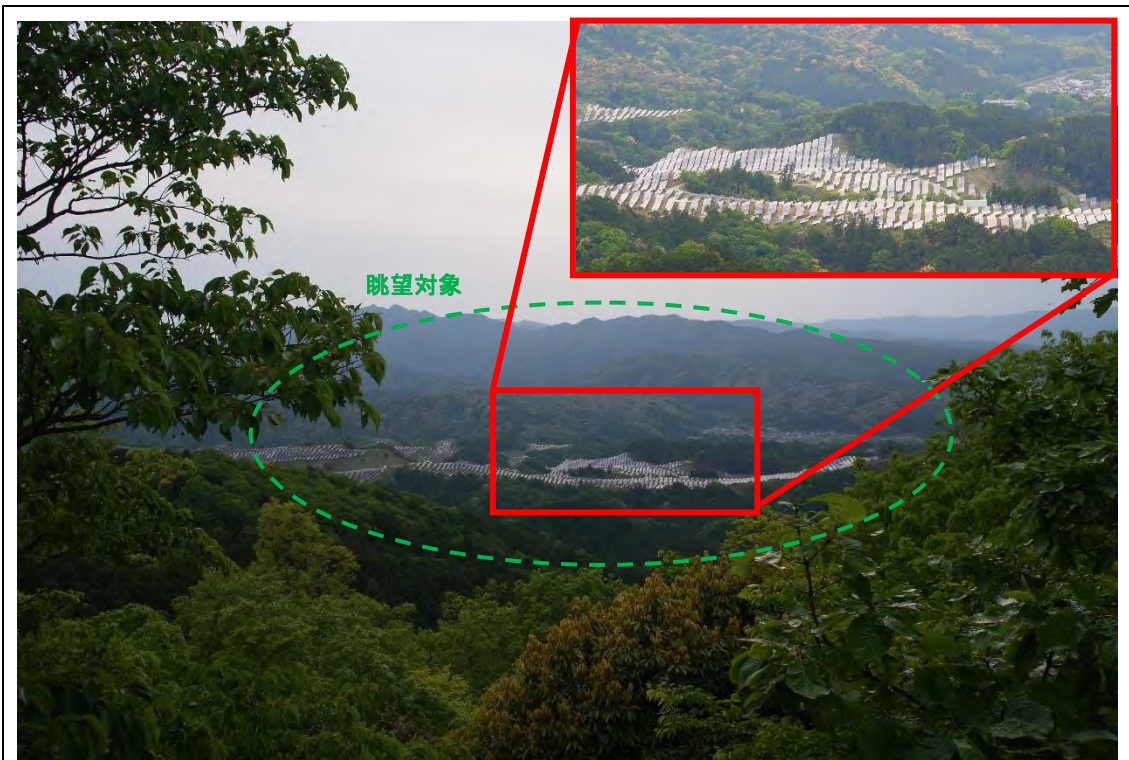
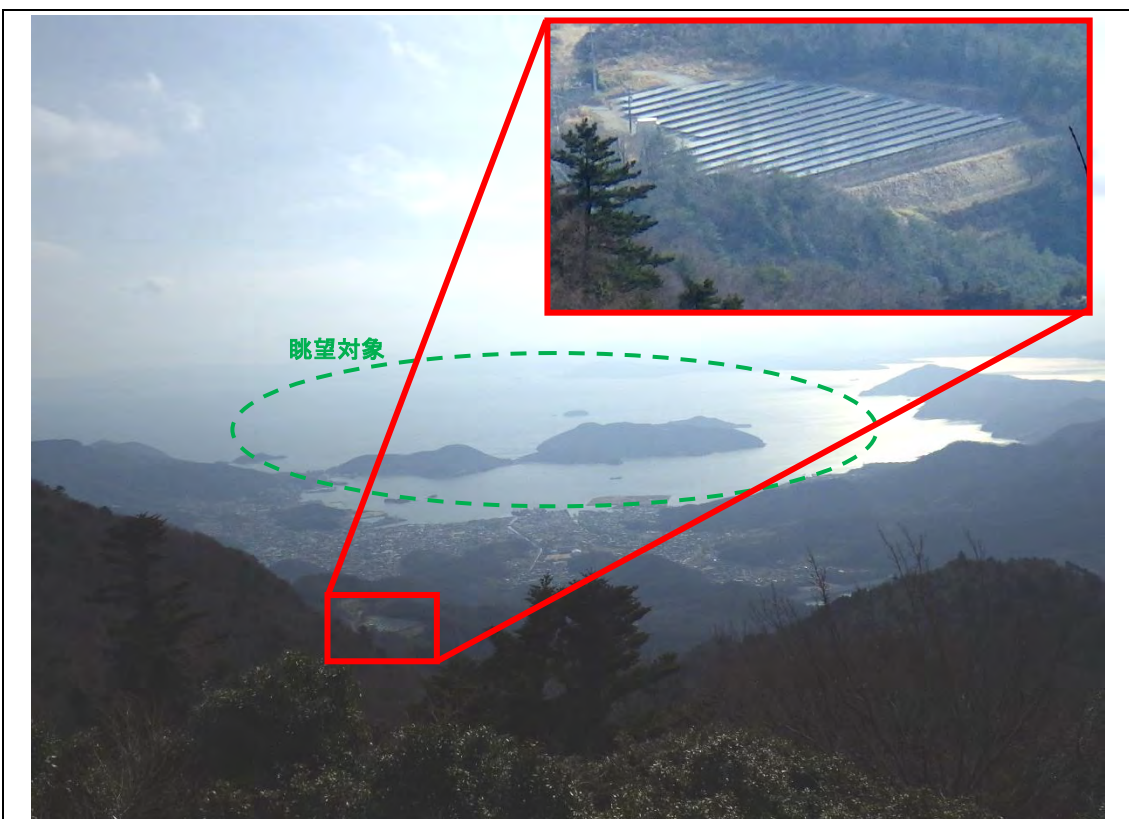


図 4 眺望の対象への著しい支障の例



眺望対象に介在し、距離が近く、大きく視認されるため「著しい支障」と判断される可能性が高い。



眺望対象には介在しないが、距離が近く、大きく視認されるため「著しい支障」と判断される可能性がある。



図 5 太陽光発電施設の眺望例（焦点距離 31mm（35mm 換算））